

公告第18号

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則（昭和54年規則第20号）第96条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月25日

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 美 浦 喜 明

1. 入札に付する事項

- (1) 工事概要 施設照明のLED化改修工事
- (2) 工期 契約日の翌日から令和8年3月31日
- (3) 入札方法 本入札は「一抜け方式」を採用し、対象は(4)のとおりとする。
(注意)「一抜け方式」については本公告12.その他(1)を参照
- (4) 落札決定順位、工事名、工事場所、予定価格及び最低制限価格

落札決定順位	工事名	工事場所	予定価格	最低制限価格
1位	遠賀・中間リーセンター 照明LED化改修工事	遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1 遠賀郡岡垣町大字戸切1711番地の2	¥37,900,000-	¥34,868,000-
2位	中間・遠賀サイクルプラザ 照明LED化改修工事	中間市大字垣生1300番地	¥22,310,000-	¥20,525,200-
3位	遠賀郡消防署本署 照明LED化改修工事	遠賀郡遠賀町大字広渡1639番地	¥21,180,000-	¥19,485,600-
4位	組合庁舎 照明LED化改修工事	遠賀郡遠賀町大字今古賀603の1	¥13,730,000-	¥12,631,600-

予定価格、最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除く額。

2. 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和7・8年度遠賀・中間地域広域行政事務組合競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）建設工事に登録されている者。
- (2) (1)のうち「電気工事」における総合評定値が、710点以上（Aランク）の者であること。
- (3) 「電気工事」について、一般又は特定の建設業許可を有する者であること。
- (4) 福岡県内に本社、支店等の営業所を有する者であること。

〔注〕 営業所とは、建設業許可申請の際に申請した営業所のことをいい、有資格者名簿上では県外、福岡県外で登録しているが、福岡県内に本社、支店等の営業所がある場合は申請可とする。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 遠賀・中間地域広域行政事務組合建設工事その他の契約に係る登録業者の指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。

- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 有資格者の役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者。
- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていたと認められる者。
- ウ 暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- オ 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (10) 経営事項審査の有効期限が、入札日において期限の切れていない者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者同士の上に資本関係又は人的関係がないこと。
- (12) 本工事に係る主任技術者（申請時において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係にある者）を配置することができる者であること。

3. 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

遠賀郡遠賀町大字今古賀 6 0 3 番地の 1
遠賀・中間地域広域行政事務組合 総務課財政係
電話番号 (0 9 3) 2 9 3 - 3 5 8 1
F A X (0 9 3) 2 9 3 - 2 1 6 2

(2) 工事に関すること

遠賀郡遠賀町大字今古賀 6 0 3 番地の 1
遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第 2 課工務係
電話番号 (0 9 3) 2 9 3 - 3 5 8 1
F A X (0 9 3) 2 9 3 - 2 1 6 2

4. 入札参加申請手続

- (1) 入札参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

※遠賀・中間リレーセンター照明 LED 化改修工事、中間・遠賀リサイクルプラザ照明 LED 化改修工事、遠賀郡消防署本署照明 LED 化改修工事、組合庁舎照明 LED 化改修工事それぞれの工事入札案件ごとに申請を受付けるため、複数の案件を申請する者は、工事入札案件ごとに申請手

続（申請書、資料の提出）を行うこと。

（２） 公告及び受付期間

令和７年８月２５日（月）から令和７年９月５日（金）までの土、日曜日及び祝日を除く、午前９時から午後５時１５分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

（３） 受付場所

３の（１）の部署とする。

（４） 資料の内容

ア 配置予定技術者の資格・工事経歴調書（複数の申請可とする。）

なお、次の資料を添付すること。

- ・ 当該工事に係る資格を有することが判断できる証明書又は免許証の写し
- ・ 申請者と配置予定技術者に３ヶ月以上直接的かつ恒常的雇用関係があることが確認できる健康保険証又は雇用保険等の写し

※遠賀・中間リレーセンター照明LED化改修工事、中間・遠賀リサイクルプラザ照明LED化改修工事、遠賀郡消防署本署照明LED化改修工事、組合庁舎照明LED化改修工事それぞれで申請を行う場合の配置予定技術者は、一抜け方式により１件しか落札できないため、同一の者でも申請可

イ 資本関係・人的関係調書

（入札に参加する者同士の間には資本関係・人的関係ないことの調書）

ウ 誓約書

エ 当該工種の建設業許可書の写し及び営業所一覧表〔別紙二（２）〕の写し

オ 最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（５） 入札参加資格の確認の結果は、入札参加資格確認通知書により、令和７年９月２２日（月）に発送、通知する。

（６） 申請書及び資料の配布等

ア 申請書及び資料の様式等の配布は、この公告の日から令和７年９月５日（金）まで、遠賀・中間地域広域行政事務組合ホームページにて行う。

イ 申請及び資料作成にかかる費用は、申請者の負担とする。

ウ 申請の際に、入札参加資格確認通知書を送付するための返信用封筒を提出すること。

エ 返信用封筒の表には、申請者の郵便番号、住所、商号及び担当者名を記載し、１１０円切手を貼付しておくこと。

オ 申請書等は説明のできる者が持参すること。

５．入札の参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

（１） 審査の結果、入札の参加資格を有しないと認められた者は、入札参加無資格理由の説明を求める申請書により、組合に対してその理由の説明を求めることができる。

（２） 説明を求める場合は、令和７年９月３０日（火）の午後５時１５分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）に申請書を提出しなければならない。なお、申請書は持参とし、提出先は３．（１）の部署とする。

（３） 説明を求められたときは、令和７年１０月１４日（火）までに説明を求める者に対して、入札参加無資格理由説明書により回答するものとする。

6. 設計図書等の閲覧及び配布

本工事に係る設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び配布を次のとおり行う。

（１） 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

公告の日から令和7年9月5日（金）までの土、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

3.（１）の部署で行う。

（２） 設計図書等の配布

設計図書は入札参加申請時にCDで配布し、入札時に返却するものとする。

なお、CDの複写は厳禁とする。

7. 設計図書等に関する質問及び回答

（１） 入札参加資格確認通知書により参加資格を有すると認められた者で、本工事の内容について質問がある場合は、記載した書面（様式は自由）によりFAXにて提出すること。

なお、質問が無い場合もその旨をFAXすること。

ア 提出期限

令和7年9月30日（火）の午後5時15分まで

イ 提出先

3.（２）の部署宛とする。

（２） なお、質問に対する回答は、令和7年10月14日（火）の午後5時15分までにFAXにて回答する。

8. 入札、開札の会場及び日時

（１） 入札

ア 入札会場 福岡県中間市大字垣生1300番地

中間・遠賀リサイクルプラザ（2階大会議室）

イ 入札日 令和7年10月17日（金）

ウ 入札開始時刻

落札決定順位	工 事 名	入札開始時刻
1位	遠賀・中間リーセンタ照明LED化改修工事	午後2時00分
2位	中間・遠賀リサイクルプラザ照明LED化改修工事	午後2時30分
3位	遠賀郡消防署本署照明LED化改修工事	午後3時00分
4位	組合庁舎照明LED化改修工事	午後3時30分

エ 入札開始時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

オ 入札参加資格確認通知書又はその写しを持参すること。

カ 「一抜け方式」による入札のため落札者は下位案件の入札前に退席すること。

キ 入札参加者が0者（一抜け方式により入札参加資格喪失となった者も含む）になったときは入札を中止する。

ク 入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

ケ 入札参加者数及び入札者名の入札前における事前公表は行わない。契約締結後に公表する。

コ 入札者（代理人）以外の入札会場への立入は認めない。

（２） 入札の方法

ア 代理人による入札の場合は、入札時に委任状を提出すること。

イ 入札回数は、1回とする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札額とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は封筒に入れて提出することとする。入札書の封筒の表には、入札件名と「入札書」という文字を記載し、のり付け厳封の上、入札参加者（代理人）の印鑑で封印すること。

オ 入札に際し、入札書に記載されている入札価格に対応した、工事費内訳書を入札時に提出すること。

〔注〕 提出しない場合は、入札に参加することができない。

カ 自社様式で作成する場合は、項目内容を合わせて作成すること。

キ 内訳書で違算等があり不明瞭であっても、入札書の入札価格とこれに対応する内訳書の工事価格が同じであればこれを認め、入札価格の総額表記を最優先とする。

ク 工事費内訳書には提出者の住所氏名を記載し押印をして、入札書と一緒に提出すること（入札書と同じ封筒に入れて提出可）。

ケ 工事費内訳書は返却しない。

コ 入札参加申請を行い入札の参加資格を有すると認められた者であっても、入札辞退届を入札執行時刻前までに契約担当課へ提出することにより、自らの意思で入札を辞退することができることとし、辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、辞退届を提出することなく入札執行時刻までに、参加の無い場合は、棄権とみなし指名停止の対象となる。（辞退届の提出は郵送可。ただし、入札時刻までに到着するようにすること。）

（３） 入札の無効

ア 金額の記載のないとき。

イ 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

ウ 同一入札者が2以上の入札をしたとき。

エ 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。

オ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき。

〔注〕 入札書を封入の際に記名または押印漏れがないか、十分確認すること。

特に代理人（委任状を提出する場合）が入札者となる場合、代理人の記名押印漏れについても入札が無効となるため十分確認すること。

入札後の押印、署名等は一切認めず無効とする。

カ 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。

キ 予定価格を超える入札をした場合。

- ク 最低制限価格に満たない入札をした場合。
- ケ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札。
- コ 入札参加資格があると確認された者であっても、入札の際において入札参加資格が無いと認めた者の入札。
- サ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(4) 開札

入札後その場にて、直ちに開札する。

(5) 落札の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低の価格が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじにより落札者を決定する。

9. 契約の締結

落札者は、入札後速やかに契約を締結するものとし、契約保証金を預託しなければならない。

10. 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金及び小切手（銀行振出分）等により納めなければならない。

ただし、遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則79条及び遠賀・中間地域広域行政事務組合契約事務運用要綱第79条関係の規定に該当する場合は、納付を免除することができる。

なお、契約保証金は当該契約の履行後、速やかに返還するものとする。

11. 支払いの条件

(1) 前払金

前払金保証事業会社と保証契約を締結した場合に限り、請負代金相当額の40%以内の金額を前払金として請求することができる。

(2) 部分払

有。ただし1回とする。

12. その他

(1) 本入札にあたっては、あらかじめ落札決定順位（入札の順番）を定めておき、落札決定順位の上位案件から順に入札する。落札者となった者は、その後行われる下位の入札案件において入札参加資格を喪失する。この入札を繰り返し、それぞれの入札案件について順に落札者を決定するものとする。

(2) 現場説明会は、実施しない。

(3) 提出された資料は、返却しない。

(4) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) 落札者は、本入札に参加した業者（辞退した者は除く）と下請契約することを原則禁止する。

(6) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。

ア 工事等の一部を下請による施工とする場合は、できる限り中間市又は遠賀郡内に本店、支店等の営業所を有する業者へ発注するように努めること。

イ 下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、下請代金を適正な時期に支払う等、建設

業法等の関連法令を厳守すること。

ウ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入や借入れ並びに物品等の購入は、できる限り中間市又は遠賀郡内に本店、支店等の営業所を有する業者へ発注するように努めること。

委任状（記載例）

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代表理事 ○ ○ ○ ○ 様

1.入札に代表者が参加出来ない場合は委任状が必要となります。代表者が参加される場合は提出の必要はありません。

入札件名 ○ ○ ○ ○ ○ 工事

上記の入札について、下記の者を私の代理人と定め一切の権限を委任いたします。

代理人の印鑑

2. 入札に参加される方(代理人)の氏名を記入します。

代理人氏名 △△ △△

3.入札に参加される方(代理人)の印鑑(私印)を押印します。

令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

4. 住所、会社名を記入し、入札参加資格審査申請時の使用印鑑届(第3号様式)で届け出た印鑑を押印します。

住所 遠賀郡○○町○○番地

会社名 ○○○○株式会社

代表者名 ○○ ○○

印

入札書（記載例）

遠賀・中間地域広域行政事務組合
代 表 理 事 ○ ○ ○ ○ 様

1.入札に参加される方の氏名を記入します。

住 所 ○ ○ 郡 ○ ○ 町 ○ ○ 番地
商 号 等 ○ ○ ○ ○ 株式会社
入 札 人 氏 名 △ △ △ △
（代理人氏名）

印

億	千万	百万	拾万	万
	¥	○	○	○

2.入札に代表者が参加される場合は、入札参加資格審査申請時の使用印鑑届(第3号様式)で届け出た印鑑を押印します。

3.代理人が入札に参加される場合は、別紙委任状の代理人の印鑑欄で押印した印鑑を押印します。

上記の入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100の金額です。

工 事 名 ○ ○ ○ ○ ○ 工事
履 行 場 所

4.消費税抜きの金額を記入してください。
予定価格を超える金額、最低制限価格未満での金額は無効となりますのでご注意ください。

5.入札に際し、入札書に記載されている入札価格に対応した、工事費内訳書を提出して下さい。工事費内訳書には商号又は名称、代表者氏名を記載し、入札書と一緒に提出(入札書と同封して提出可)して下さい。

上記金額をもって納入いたしたく、遠賀・中間地域広域行政事務組合に入札いたします。

遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則第79条（契約保証金）

- 1 契約担当者は、組合と契約を締結する者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。
 - （1）契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - （2）契約の相手方が過去2年の間に組合と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - （3）法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - （4）物品を売り払う契約を締結する場合において、売り払い代金が即納されたとき。
 - （5）随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 2 契約保証金の納付は、国債のほか次に掲げる担保の提供をもって変えさせることができる。
 - （1）鉄道債券、その他の政府保証債
 - （2）銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
 - （3）代表理事が確実と認める社債
 - （4）銀行又は代表理事が確実と認める金融機関が引受保証した手形
 - （5）銀行又は代表理事が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- 3 契約の相手方が入札の際、入札保証金又はこれに変わる担保を納付又は提供している場合は、これをを契約保証金又は担保に充当することができる。
- 4 契約内容の変更により契約金額の3割以上の増減額を生じたときは、これに相当する契約保証金又はこれに変わる担保を追加して、納付若しくは提供させ又は契約の相手方の請求によりこれに相当する金額又は担保を還付するものとする。
- 5 契約保証金又はこれに変わる担保は、当該契約の履行後還付する。

遠賀・中間地域広域行政事務組合契約事務運用要綱第79条関係

- 1 1件の契約金額が1,000万円未満について、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。
- 2 第1項第1号の履行保証保険契約の締結以外に、次に掲げる保証の提供をもって契約保証金の納付に代えさせることができる。
 - （1）契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証（履行ボンド）契約を締結したとき。
 - （2）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 第1項第1号の履行保証保険契約に係る保証（保険金額）金額は、契約保証金の額（契約金額の100分の10以上）であること。
- 4 第1項第2号中「組合」とは、組合以外の地方公共団体又は国を含むものであること。「種類」とは、建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）別表の区分の種類をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「数回以上」とは、「2回以上」を意味するものであること。「規模を同じくする」とは、建設工事については、等級別に格付されている場合は、格付区分の金額の範囲を、その他の業務にあつては、当該入札に係る見積金額の2割に相当する金額より高い金額又は低い金額の範囲をいうものであること。
- 5 組合以外の地方公共団体との間における契約について、その者が過去2年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したか否かは、当該発注者の証明書（別紙様式）を提出させ確認すること。